

自動車事故による

資金貸付等のご案内

【問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構鳥取支所

☎(0857)24-0802

■交通遺児等育成資金の貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障がいになられた方のお子さんに無利子の育成資金をお貸しします。

●貸付対象者

該当のお子さんを扶養している保護者

●貸付金額（※子ども1人につき無利子）

- ・一時金（貸付時）15万5千円
- ・貸付期間中、毎月2万円
- ・小中学校入学時の入学支度金4万4千円

●貸付期間

貸付を決定した月からお子さんが中学校を卒業する月まで

●返還期間

お子さんの中学校卒業後、6か月または1年据え置いてから月賦・半年賦併用による20年以内の均等払い

※ただし、高校・大学のへ進学した場合、在学中は返還猶予

■自動車事故による重度後遺障がい者介護料給付

自動車事故で脳、脊椎・胸腹部に損傷を受けたことで重度の後遺障がいを残し、介護を要する方に介護料を支給します。

●支給対象者

支給資格者の法定代理人、または扶養している方

●支給資格者

自賠責認定通知書が1級1・2号または2級2・3号の方

※ただし、労災や介護保険など他法令から給付を受けている場合を除く。

●支給額

月額2万9,290円（症状に応じて13万6,880円）

（症状に応じて支給）

●支給期間

申請書を受理した月から、支給すべき事由が消滅した月まで



西部消防局からのお知らせ

枯草火災・林野火災を防止しましょう！

今の時期は空気が乾燥し、火災の起こりやすい気候となっております。

枯草火災・林野火災を防ぐために下記の事に注意しましょう！

- ◆風の強い日や乾燥している日はたき火をしない。
- ◆たき火をする時はそばを離れない。離れる時は完全に消火する。
- ◆枯草等燃えやすい物のそばでたき火をしない。
- ◆たばこの投げ捨ては絶対にしない。

